

## 豊中市下水道法第 10 条第 1 項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項ただし書に規定する許可に関し、事務の適正な執行を図るために必要な事項を定める。

(用語の意義と定義)

第 2 条 この要綱の用語の意義は、次項に定めるものを除き、法の定めるところによる。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 許可 法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づき、豊中市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が排水設備の設置義務を免除し、下水を公共下水道以外に排除することを許可することをいう。
- (2) 許可下水 前号の規定による許可を受け、公共下水道以外に排除される下水をいう。
- (3) 放流施設 許可下水を排除させるために必要な施設をいう。
- (4) 排水設備 豊中市下水道条例(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 17 号)第 3 条第 1 項に規定する排水設備をいう。

(許可の要件)

第 3 条 許可は、次の各号の要件に該当する場合に行うことができる。

- (1) 間接冷却水等、汚濁物質と直接接触しない下水であること。
- (2) 下水の排除先が適切であり、かつ、排除先が将来にわたって確保されていること。
- (3) 下水の水質が、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号。以下「施行令」という。)第 6 条に定める放流水の水質の技術上の基準に適合し、かつ、恒久的、安定的に維持し得ること。
- (4) 放流施設と排水設備は完全に分離し、かつ、その排水系統が容易に確認できること。
- (5) 放流施設は大雨等の影響で排除先が増水し、溢水するようなおそれがある場合には、許可下水を適切に排除できる構造とすること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理者が許可することが相当であると認めるもの

(許可の申請)

第 4 条 許可を受けようとする者は、下水道法第 10 条第 1 項ただし書許可(許可継続)申請書(別紙「様式第 1 号」)に次の各号に定める書類を添付して、正副 2 部を管理者に提出しなければならない。

- (1) 放流施設の所在地の周辺見取り図及び敷地内の建物、施設などの平面図及び配置図
- (2) 放流施設図面及び排水設備図面
- (3) 申請日前 3 か月以内に実施した下水の水質試験成績書及び下水の水質説明書
- (4) 排除先の管理者や水利組合等の事前説明経過書
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 許可を受けた者が、次の各号に定める当該許可に関する事項を変更しようとするときは、変更しようとする日から 30 日前までに下水道法第 10 条第 1 項ただし書許可事項変更申請書(別紙「**様式第 2 号**」)正副 2 部を管理者に提出しなければならない。

- (1) 許可下水の種類
- (2) 許可下水の水量
- (3) 放流先
- (4) 放流施設の構造

(許可の期間)

第 5 条 許可の期間は、当該許可を受けた日から 3 年間とする。

(許可の継続)

第 6 条 許可を受けた者が当該許可と同一内容により引き続き許可を受けようとするときは、許可期間満了日の 30 日前までに下水道法第 10 条第 1 項ただし書許可(許可継続)申請書(別紙「**様式第 1 号**」)により管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、第 4 条第 1 項各号に定める書類及び前回の下水道法第 10 条第 1 項ただし書許可(不許可)通知書(別紙「**様式第 3 号**」)の写しを添付の上、正副 2 部を管理者に提出しなければならない。ただし、第 4 条第 1 項各号に定める書類のうち同項第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 5 号に定める書類については、前回申請時と変更がない場合は添付を要しない。

(許可等の決定)

第 7 条 管理者は、第 4 条第 1 項の許可の申請又は第 6 条第 1 項の許可の継続の申請があったときは、これを審査し、第 3 条各号に規定する要件に適合し、かつ、許可を行うことが相当と認めるとき又は許可を行うことが不相当と認めるときは、下水道法第 10 条第 1 項ただし書許可(不許可)通知書(別紙「**様式第 3 号**」)により、申請書を受理した日から 30 日以内に申請者に通知するものとする。

2 管理者は、第 4 条第 2 項の規定による許可事項変更の申請があったときは、これを審査し、承認又は不承認するときは、下水道法第 10 条第 1 項ただし書許可事項変更承認(不承認)通知書(別紙「**様式第 4 号**」)により、申請書を受理した日から 30 日以内に申請者に通知するものとする。

(許可に付する条件)

第 8 条 管理者は、許可に当たり、次の条件を付するものとする。

- (1) 許可を受けた者は、次条の規定による水質試験の結果を 3 か月(管理者が同条ただし書の規定により水質試験の実施回数を減じることを認めた場合は、この限りでない。)ごとに定期的に管理者に報告すること。ただし、ダイオキシン類については、年 1 回とする。
- (2) 水質試験の結果が、許可に係る要件を満たさなかった場合は、前号の期間に関わらず、速やかに管理者に報告すること。

- (3) 許可を受けようとする者は、法、水質汚濁防止法及び関係法令による所定の手続きを行い、これを遵守すること。
- (4) 管理者が必要と認める場合は、立入検査（水質試験を含む。）を行うものとし、許可を受けた者は検査に立ち会うこと。
- (5) 管理者が必要と認める場合は、報告の徴収を行うものとし、許可を受けた者は報告書を提出すること。
- (6) 公共下水道への接続の必要性が生じた場合の接続に係る費用は、すべて許可を受けた者の負担とすること。
- (7) 周辺などから苦情、要望等があった場合は、速やかに誠実に対応すること。
- (8) 関係法令等の改正又はその他の事由により、許可条件を変更する必要がある場合は、管理者の指示に従うこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認めるもの

（水質試験の実施）

第 9 条 許可を受けた者は、毎月ごと（ダイオキシン類については年 1 回）に許可下水の水質試験を実施するとともに、その結果を記録し、5 年間保存しなければならない。ただし、管理者が認める場合は、実施回数を減じることができる。

- 2 前項の水質試験に供する試料の採取箇所は、放流施設の放流口とする。この場合において、放流施設が複数ある場合には、すべての放流口で試料を採取し、試験を実施するものとする。
- 3 第 1 項の水質試験の試験項目は、管理者が指示した項目とする。
- 4 第 1 項の水質試験の方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）とする。
- 5 第 1 項の水質試験を行う水質分析機関は、官公立衛生研究所・官公立大学研究所・官公立分析機関又は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく濃度計量証明事業の登録を受けた事業所とする。
- 6 第 1 項の水質試験の費用については、許可を受けた者の負担とする。

（放流施設の廃止等）

第 10 条 許可を受けた者は、当該許可期間内に放流施設の使用を廃止又は休止したときは、廃止又は休止した日から 30 日以内に放流施設使用廃止（休止）届出書（別紙「様式第 5 号」）正副 2 部を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による放流施設の使用を休止した者が当該放流施設の使用を再開しようとするときは、使用を再開しようとする日から 30 日前までに放流施設使用再開届出書（別紙「様式第 6 号」）正副 2 部を管理者に提出しなければならない。

（変更届の提出）

第 11 条 許可を受けた者は、次の事項に変更があった場合は、変更のあった日から 30 日以内に氏名等変更届出書（別紙「様式第 7 号」）正副 2 部を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 事業場等の名称及び申請場所

(承継)

第 12 条 許可を受けた者から当該放流施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 許可を受けた者について、相続または合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 許可を受けた者について、分割があったときは、設立された法人のうち、当該許可に係る放流施設に関する権利義務を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

4 前 3 項の規定により、当該許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に地位承継届出書(別紙「様式第 8 号」)正副 2 部を管理者に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第 13 条 管理者は、許可を受けた者が次の各号に該当するときは、法第 38 条の規定に基づき、許可の取消し等必要な措置をとるものとする。

(1) 第 3 条各号の要件を満たしていると認められなくなったとき。

(2) 第 8 条に基づき付された条件に違反したとき。

(3) 偽装の申請、届出又は報告等を行ったとき。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 管理者は、法第 38 条の規定により許可を取消したときは、下水道法第 10 条第 1 項ただし書許可取消通知書(別紙「様式第 9 号」)により通知するものとする。

(関係機関との調整)

第 14 条 管理者は、許可に関する事務の執行に当たっては、関係機関と密接な調整を図るものとする。

(事務の所管)

第 15 条 許可に関する事務は、上下水道局給排水サービス課において行う。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

2 この要綱の実施の日前に許可を受けた者については、当該許可に関する事項を変更しようとする場合を除き、この要綱は適用しない。

年( ) 年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 様

申請者 住所  
氏名又は名称  
代表者名

## 下水道法第 10 条第 1 項ただし書

許 可

申請書

許可継続

下水道法第 10 条第 1 項ただし書に規定する許可を受けたいので、豊中市下水道法第 10 条第 1 項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

## 記

事業場等の名称	
申 請 場 所	豊中市
許可を受けようとする下水の種類	
許可を受けようとする下水の水量	
放 流 先	
放流施設工事	着工予定日： 年 月 日 完工予定日： 年 月 日
添 付 書 類	
備 考 (放流施設管理者等)	

様式第2号

年( )年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者様

申請者 住所  
氏名又は名称  
代表者名

## 下水道法第10条第1項ただし書許可事項変更申請書

年( )年) 月 日付け豊水給第 号で許可されました下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可につきまして、下記のとおり許可事項を変更したいので、豊中市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により申請します。

### 記

1. 事業場等の名称
2. 申請場所
3. 変更内容
4. 変更年月日
5. 変更理由

様式第3号

豊水給第 号  
年( 年) 月 日

様

豊中市上下水道事業管理者  
印

下水道法第10条第1項ただし書 許可 通知書

許可

不許可

年( 年) 月 日付けで申請のありました下水道法第10条第1項ただし書許可(許可継続)につきまして、下記のとおり(許可・不許可)したので、豊中市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1. 許可

事業場等の名称	
申請場所	豊中市
許可した下水の種類	
許可した下水の水量	
放流先	
許可期間	年( 年) 月 日 ~ 年( 年) 月 日
許可条件	別紙のとおり

2. 不許可

理由	
----	--

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市上下水道事業管理者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起する事ができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起する事が認められる場合があります。

様式第4号

豊水給第 号  
年( 年) 月 日

様

豊中市上下水道事業管理者  
印

下水道法第10条第1項ただし書許可事項変更

承認

通知書

不承認

年( 年) 月 日付けで申請のありました許可事項の変更につきまして、下記のとおり(承認・不承認)したので、豊中市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 事業場等の名称：
2. 申請場所：
3. 承認する内容
4. 不承認する内容

不承認の理由

(教示)

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市上下水道事業管理者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起する事ができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起する事が認められる場合があります。

年( 年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 様

申請者 住所  
氏名又は名称  
代表者名

放流施設使用 **廃止** 届出書  
**休止**

年( 年) 月 日付け豊水給第 号で許可されました下水道法第 10 条第 1 項ただし書に規定する許可につきまして、下記のとおり放流施設の使用を( 廃止 ・ 休止 )しますので、豊中市下水道法第 10 条第 1 項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱第 10 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1. 事業場等の名称
2. 申請場所
3. 廃止年月日又は休止期間
4. 廃止又は休止の理由

年( 年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 様

申請者 住所  
氏名又は名称  
代表者名

## 放流施設使用再開届出書

年( 年) 月 日付け豊水給第 号で許可されました下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可につきまして、下記のとおり放流施設の使用を再開したいので、豊中市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱第10条第2項の規定により届け出ます。

### 記

1. 事業場等の名称
2. 申請場所
3. 使用再開年月日
4. 使用再開の理由

年( 年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 様

申請者 住所  
氏名又は名称  
代表者名

## 氏名等変更届出書

年( 年) 月 日付け豊水給第 号で許可されました下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可につきまして、下記のとおり変更がありましたので、豊中市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱第11条の規定により届け出ます。

### 記

1. 変更内容

- 氏名又は名称及び住所、法人の場合の代表者の氏名  
(変更前)  
(変更後)

- 事業場等の名称及び申請場所  
(変更前)  
(変更後)

2. 変更年月日 年( 年) 月 日

3. 変更理由

年( 年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 様

申請者 住所  
氏名又は名称  
代表者名

## 地位承継届出書

年( 年) 月 日付け豊水給第 号で許可されました下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可につきまして、豊中市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱第12条の規定により許可を受けた者の地位を承継しましたので、同条第4項の規定により下記のとおり届け出ます。

### 記

1. 事業場等の名称
2. 申請場所
3. 被承継者の氏名又は名称及び住所
4. 承継年月日
5. 承継の理由

様式第9号

豊水給第 号  
年( 年) 月 日

様

豊中市上下水道事業管理者  
印

## 下水道法第10条第1項ただし書許可取消通知書

年( 年) 月 日付け豊水給第 号で許可しました下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可につきまして、下記の理由により許可を取り消します。豊中市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱第13条第2項の規定により通知します。

### 記

#### 1. 事業場等の名称及び申請場所

事業場等の名称	
申請場所	豊中市

#### 2. 許可取消しの理由

--

(教示)

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市上下水道事業管理者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起する事ができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起する事が認められる場合があります。